

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設の決定
(江戸川区決定)

都市計画一団地の都市安全確保拠点施設を次のように決定する。

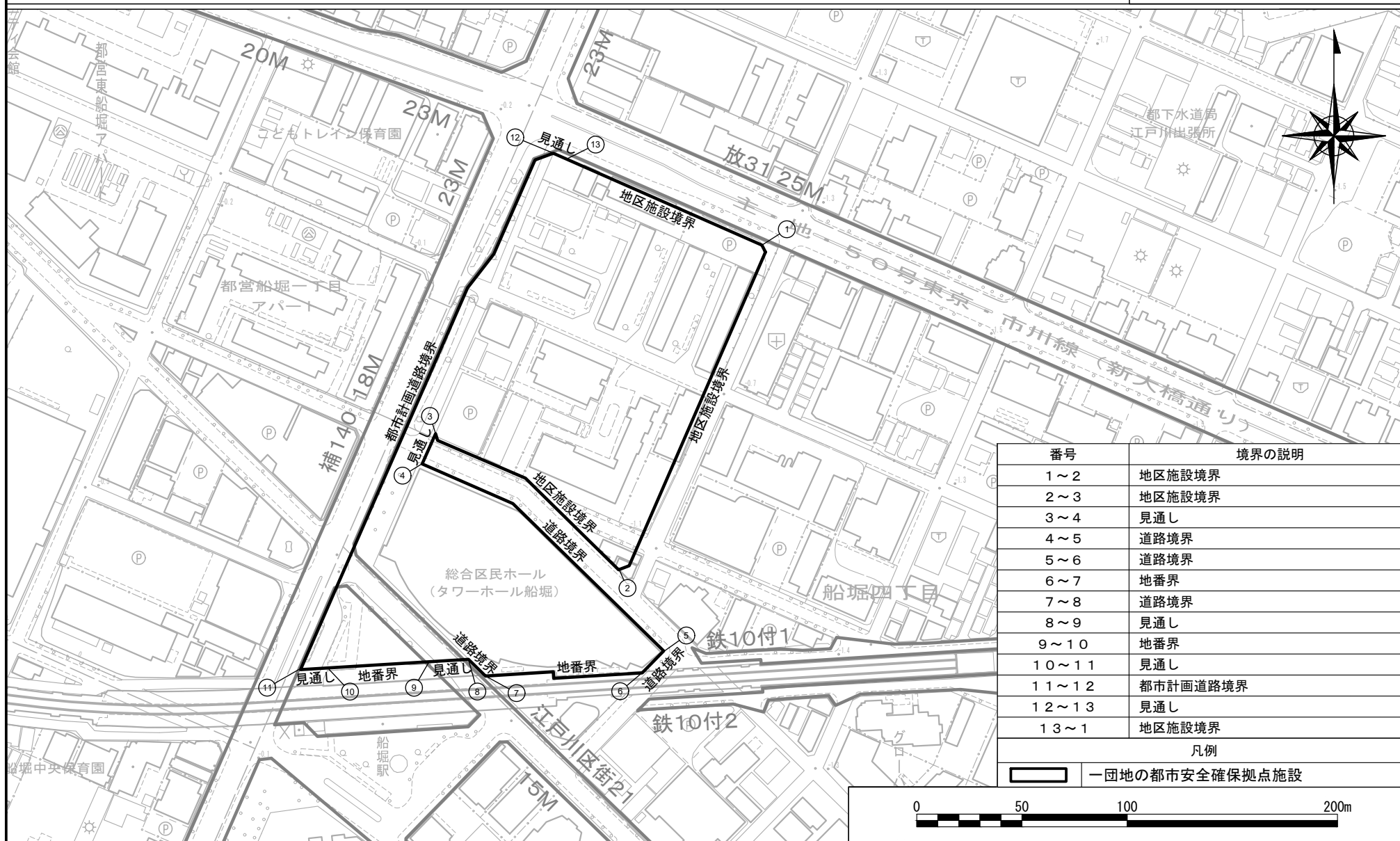
名称	船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設						
位置	東京都江戸川区船堀三丁目、船堀四丁目各地内						
面積	約 2.9 h a						
特定公益的施設 及び公共施設の 位置及び規模	特定 公益 的 施 設		面 積		備 考		
		特定公益的 施設 A	約 0.9 h a		庁舎に災害対応施設及び特定避難支 援施設を配置する		
		特定公益的 施設 B	約 0.7 h a		店舗・住宅・事務所・駐車場の用途を 中心とした施設に特定避難支援施設 を配置する		
		特定公益的 施設 C	約 0.8 h a		総合区民ホールに特定避難支援施設 を配置する		
		小 計	約 2.4 h a		特定公益的施設の床面の高さは A.P.+5.2m以上とする。		
	公 共 施 設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画街路	江戸川区画街 路第 21 号線	約 15m	約 70m	整備済
			上記のほか、特定公益的施設 A、B、C と接続する歩行者 デッキ（幅員約 3.5m、延長約 210m）を浸水深以上の高さに 配置する。				
		小計	約 0.5 h a				
	建築物の高さの 最高限度若しく は最低限度	—					
建築物の容積率 の最高限度若しく は最低限度	別途都市計画で定める通りとする。						
建築物の建蔽率 の最高限度	別途都市計画で定める通りとする。						
「区域、特定公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」							

理由：大規模水害時に広域避難ができなかった場合でも、一時的な避難先を備えた建築物等による建物群によって、命の安全と浸水区域外への避難までの最低限の避難環境を確保し、水害に強いまちを形成するため、一団地の都市安全確保拠点施設を定める。

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 1

〔江戸川区決定〕

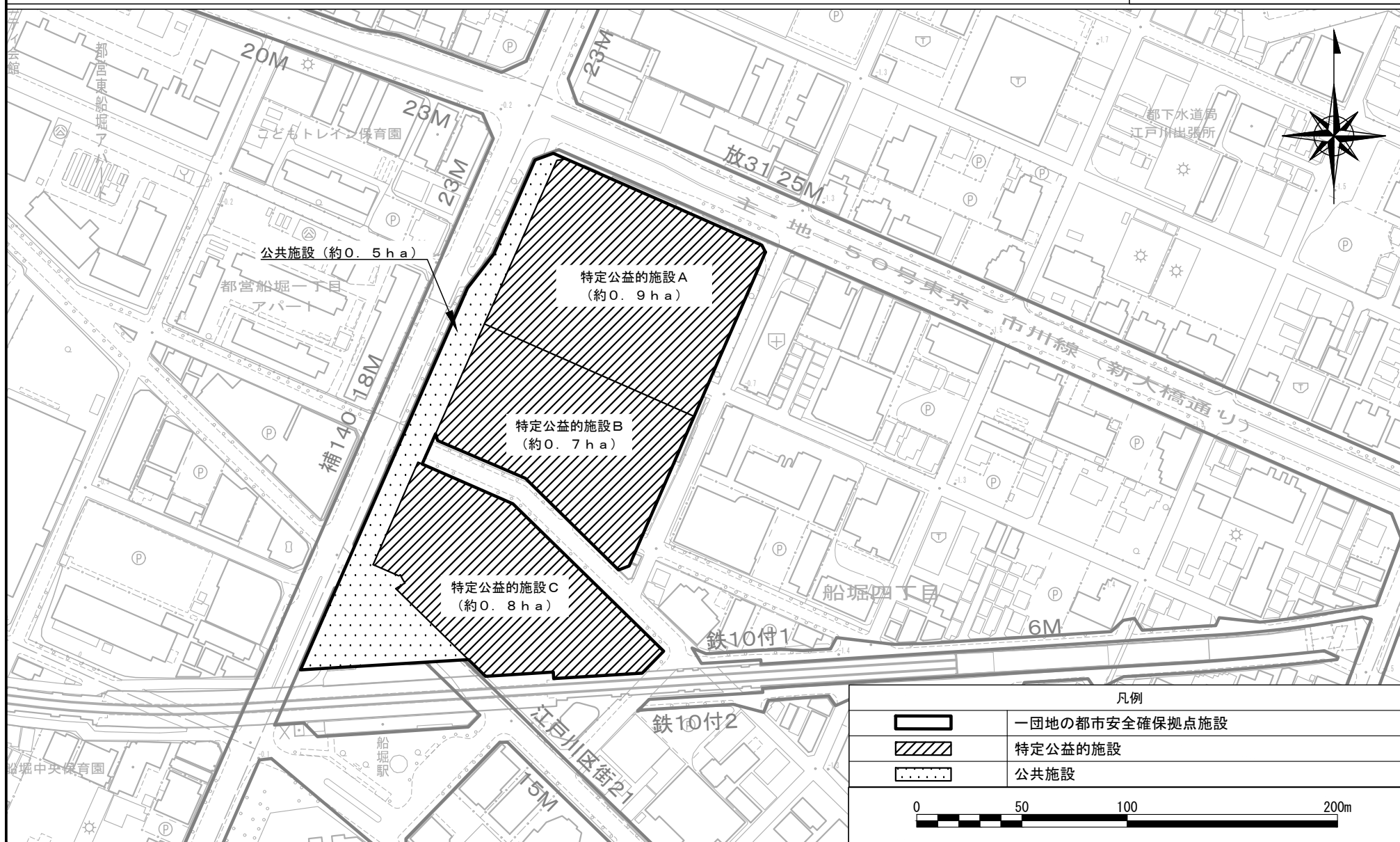


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）MMT利許第04-K123-3号
（承認番号）4都市基街都第283号、令和5年3月7日

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 2

〔江戸川区決定〕

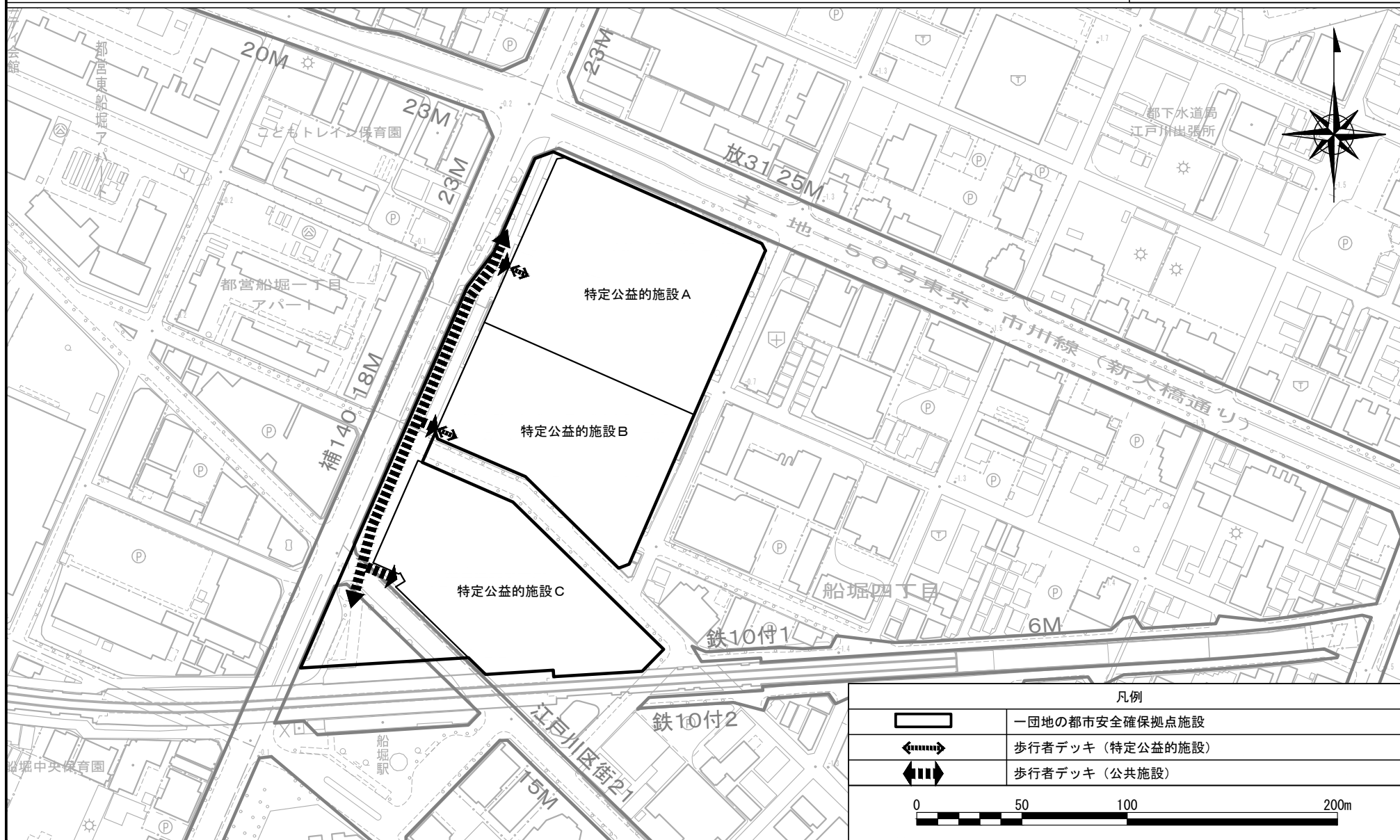


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）MMT利許第04-K123-3号
（承認番号）4都市基街都第283号、令和5年3月7日

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 参考図

〔江戸川区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）MMT利許第04-K123-3号
（承認番号）4都市基街都第283号、令和5年3月7日